

第 1 1 期市町村分別収集計画

令和 7 年 9 月

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号).....	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号).....	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号).....	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品 プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号).....	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの 量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という）に基づき、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という）の分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町（以下「構成市町」という。）及び鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）では、本計画の推進により、容器包装廃棄物の「3R」であるリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への取り組みを進め、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の形成を推進していく。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境教育の充実及び住民への啓発活動の推進

3 計画期間

本計画の計画期間を令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装（飲料用紙製容器、段ボール）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5,244	5,222	5,169	5,128	5,092
製品プラスチック	264	263	261	260	258

【内 訳】

(単位:t)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	主としてスチール製の容器	117	116	113	113	112
	主としてアルミ製の容器	255	253	251	248	244
	無色のガラス製容器	432	427	422	416	414
	茶色のガラス製容器	437	433	428	422	419
	その他のガラス製容器	222	220	217	214	213
	主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13	13	12	11	11
	主として段ボール製の容器	561	553	539	529	519
	主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	519	525	526	527	525
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	2,688	2,682	2,661	2,648	2,635
	合 計	5,244	5,222	5,169	5,128	5,092
製品プラスチック		264	263	261	260	258

注) 容器包装廃棄物等排出量見込みの推計方法は第9項参照

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成・推進に努める。取り組む施策は次のとおりである。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

① 住民参加型施設の活用等

住 民	・住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」の積極活用等を行う。
事 業 者	・住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」の積極活用等を行う。
行 政	・従来の「リファーレンいなば」での啓発活動に加え、出前授業やリサイクル教室の開催を行う。 ・小学校の児童による見学に加え、園児に楽しく学んでいただけるプログラムを作成し、実行する。 ・環境情報の発信を行う。

② リサイクルイベント等の開催

住 民	・リサイクルフェスティバルや環境学習・生涯学習、環境美化活動等へ積極的に参加・協力し、排出抑制や環境保全の重要性等を再認識する。
事 業 者	・リサイクルフェスティバルなどのイベントや環境学習会等開催の趣旨を理解し、開催に協力する。
行 政	・リサイクルフェスティバルなどのイベントや環境学習会等を開催する。

(2) 適正排出の普及・啓発

住 民	・ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努める。 ・新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努める。
行 政	・ごみの分別を推進するため、ウェブサイト・チラシ・冊子等を作成し、配布する。 ・スマートフォンやテレビを活用した情報伝達を行う。 ・要望に応じて、説明会や講習会を開催する。 ・環境衛生委員等と協力し、普及・啓発を行う。

(3) 事業者啓発の推進

住 民	・事業者啓発の趣旨を理解し、協力する。
事 業 者	・容器包装リサイクル法等の法的義務に対応する。 ・レジ袋の使用削減、過剰包装の自粛等に努め、ごみの発生抑制に努める。
行 政	・啓発活動を推進する。

(4) ごみ減量化に関する施策

① ごみの有料化

住 民	・ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組む。
行 政	・ごみ排出抑制のインセンティブ（動機付け）となるよう、適正価格等について継続して検討し、施策を実施する。

② ライフスタイルの見直し

住 民	・マイバッグの持参、リユースなど、ごみの排出量を削減する。
事 業 者	・マイバック運動等の趣旨を理解し、協力する。
行 政	・モニター家庭を募り、ごみ環境家計簿の実践を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分
○主としてスチール製の容器 ○主としてアルミ製の容器	資源ごみ
○無色のガラス製容器 ○茶色のガラス製容器 ○その他のガラス製容器	
○主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） ○主として段ボール製の容器	
○主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチックごみ
○製品プラスチック	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック量の見込み(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	117t		116t		113t		113t		112t	
主としてアルミ製の容器	255t		253t		251t		248t		244t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	256t		254t		251t		246t		245t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	256t		254t		251t		246t		245t	
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	260t		257t		254t		251t		248t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	260t		257t		254t		251t		248t	
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	132t		130t		128t		127t		126t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	132t		130t		128t		127t		126t	
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	13t		13t		12t		11t		11t	
主として段ボール製の容器	561t		553t		539t		529t		519t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	480t		485t		486t		487t		485t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	480t		485t		486t		487t		485t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,374t		2,368t		2,350t		2,339t		2,327t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	2,374t		2,368t		2,350t		2,339t		2,327t	
製品プラスチック	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	264t		263t		261t		260t		258t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	264t		263t		261t		260t		258t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

算出式

特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (t/年)

$$= \text{容器包装廃棄物等の排出量の見込み (t/年)} \\ \times \text{分別基準適合物等の割合 (\%)}$$

(1) 容器包装廃棄物等排出量の見込み

市町ごとの品目別の原単位に、トレンド法により推計した市町ごとの計画収集人口を乗じて算出した。なお、品目別の原単位は次のとおり設定した。

① スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器

鳥取県東部圏域内では「スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器」を「資源ごみ」として、一括収集しているため、トレンド法により「資源ごみ」の原単位を推計し、再資源化実績等から「スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器」の混入割合を設定し、算出した。

② 段ボール製の容器、紙製容器であって飲料を充てんするためのもの

構成市町のうち、古紙類をステーション回収している市町では「段ボール製の容器、紙製容器であって飲料を充てんするためのもの」を容器包装ではない紙製品を一括収集しているため、トレンド法により「古紙類」の原単位を推計し、集団回収実績等から「段ボール製の容器、紙製容器」の混入割合を設定し、算出した。

③ ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器

トレンド法により推計し、算出した。

④ プラスチック製の容器包装・製品プラスチック

鳥取県東部圏域内ではプラスチック製の容器包装・製品プラスチックについては「プラスチックごみ」として一括収集しているため、プラスチックごみの原単位を推計し過去の実績を勘案して、割合をそれぞれ設定し算出した。

(2) 分別基準適合物の割合

過去の実績 (令和2年度から令和6年度) を勘案して、設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制のまま引き続き行う。

現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる段ボール、飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
主としてスチール製の容器	資源ごみ	ステーション排出・ 構成市町による定期収集	本組合
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	古紙類	ステーション排出・ 構成市町による定期収集 または構成市町・住民団 体による集団回収	構成市町 または 資源化業者
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	ペットボトル	ステーション排出・ 構成市町による定期収集	本組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチックごみ	ステーション排出・ 構成市町による定期収集	委託業者選別 保管施設
製品プラスチック	プラスチックごみ	ステーション排出・ 構成市町による定期収集	委託業者選別 保管施設

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	資源ごみ	コンテナ	パッカー車 プレス車 平ボディ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	古紙類	紐で束ねる		構成市町の保管施設 または 資源化業者施設
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）				
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	コンテナ または袋		リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチックごみ	袋		委託業者選別保管施設
製品プラスチック	プラスチックごみ	袋		委託業者選別保管施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県東部1市4町が策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿って、分別収集計画を実効性のあるものとし、一層のごみの減量化及び再資源化を推進していくこととする。